

令和4年度 第1回（通算第51回）  
山梨県立博物館 運営委員会 次第

令和4年6月30日（木）午後2時～4時  
博物館 生涯学習室

開 会

1 あいさつ

2 議 事

〈 審 議 〉

- (1) 運営要綱の改正について 【資料1】
- (2) 令和5年度以降の企画展、シンボル展について 【資料2】
- (3) 令和5年度の新規研究計画について 【資料3】

〈 報 告 〉

- (1) 令和3年度の利用者状況について 【資料4】
- (2) 開催済み展覧会について 【資料5】
  - ・企画展「伝える 災害の記憶 あいおいニッセイ同和損保所蔵災害資料」
- (3) 資料・情報委員会の答申状況について 【資料6】

3 その他

閉 会

## 山梨県立博物館運営委員会運営要綱（案）

## （趣旨）

第1条 この要綱は、山梨県附属機関の設置に関する条例及び山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則に定めるもののほか、山梨県立博物館運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## （所管事項）

第2条 委員会は、山梨県立博物館（以下「博物館」という。）の運営上の専門的事項に関する諮問に対する答申又は意見を具申するため、次の事項について、審議する。

- 一 事業及び運営に関すること
- 二 調査研究に関すること
- 三 展示の企画に関すること
- 四 その他必要な事項

## （会議）

第3条 委員長は、会議を招集しようとするときは、その期日の1週間前までに、日時、場所及び付議すべき事項を委員に通知しなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りではない。

- 2 館長は、必要に応じて委員長に会議の招集を求めることができる。
- 3 会議は必要に応じて書面による開催とすることができる。

## （委員以外の者の出席）

第4条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させて意見を述べ、又は説明させることができる。

## （答申等）

第5条 委員長は、委員会において審議が終了したときは、議決を経て、その結果を館長に答申又は具申しなければならない。なお、この場合、少数意見その他必要と認める事項を付記するものとする。

## （庶務）

第6条 委員会の庶務は、山梨県立博物館において行う。

## （委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

この要綱は、平成17年12月22日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月30日から施行する。

## 山梨県立博物館運営委員会の会議結果等の作成に関する要領（案）

## （趣旨）

第1条 この要領は、審議会の会議の公開等に関する指針に定めるもののほか、山梨県立博物館運営委員会（以下「委員会」という。）の会議結果及び会議録の作成並びに会議資料等の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

## （会議結果）

第2条 委員会は、会議を開催したときは、次に掲げる事項を記載した会議結果を作成するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 傍聴人の数
- (4) 議題
- (5) 会議の結果
- (6) 会議の公開又は非公開の別及び非公開の場合にあってはその理由
- (7) 会議資料又は会議録の公表の可否等
- (8) 問い合わせ先

2 会議結果は、委員長の確認により確定するものとする。

## （会議録の作成）

第3条 委員会は、会議を開催したときは、次に掲げる事項を記載した要点筆記による会議録を作成するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 傍聴人の数
- (4) 会議次第
- (5) 議題
- (6) 会議の公開又は非公開の別及び非公開の場合にあってはその理由
- (7) 議事の概要
- (8) その他必要な事項

2 会議録は、委員に校閲の機会を与えた後、委員長の確認により確定するものとする。

## （会議資料等の公表）

第4条 委員会の会議結果、会議録及び会議資料等は、公表するものとする。ただし、委員会が特に必要と認めたときは、この限りでない。

## （細則）

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

## 附 則

この要領は、令和4年6月30日から施行する。

## 山梨県立博物館運営委員会傍聴要領（案）

## （趣旨）

第1条 この要領は、山梨県立博物館運営委員会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

## （傍聴者の決定等）

第2条 傍聴定員は3人とする。

- 2 山梨県立博物館運営委員会の事務局は、傍聴希望者（報道機関の関係者（以下「報道関係者」という。）を除く。以下同じ。）を、会議の開催当日に、所定の場所、時間に集合させるものとする。
- 3 前項の規定により集合した傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴希望者全員を傍聴者とし、定員を超える場合は先着順により傍聴者を決定する。
- 4 前項の規定により決定した傍聴者及び報道関係者には傍聴券を交付するものとする。

## （取材活動に対する配慮）

第3条 報道機関の取材活動については、可能な限り配慮するものとする。

## （傍聴席に入場することができない者）

第4条 次の者は、会議の会場に入場することができない。

- ① 傍聴券を所持しない者
- ② 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

## （傍聴者等の守るべき事項）

第5条 傍聴者及び報道関係者（以下「傍聴者等」という。）は、会議の秩序を乱し、又は審議の妨害になるような行為をしてはならない。

## （秩序の維持）

- 第6条 委員長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴者等に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。
- 2 委員長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、傍聴者等が指示に従わないときは、傍聴者等を退場させることができる。

## （傍聴の心得）

第7条 公開の会議を開催する場合には、別に定めた傍聴の心得を傍聴券の裏面に印刷し、これを傍聴者等に交付するものとする。

## （実施細目）

第8条 この要領に定めのない事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

この要領は、令和2年7月22日から施行する。

## 附 則

この要領は、令和4年6月30日から施行する。

## 傍聴の心得(案)

令和4年6月30日制定  
山梨県立博物館運営委員会

## 1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方(報道機関の関係者(以下「報道関係者」という。)を除く。以下同じ。)は、会議の開会予定時刻までに、会場受付で審議会の会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 会議の傍聴を希望する方の傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第終了します。

## 2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者及び報道関係者(以下「傍聴者等」という。)は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者等が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、退場していただく場合があります。

## 3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者等は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- イ 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- ロ 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- ハ 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- ニ その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

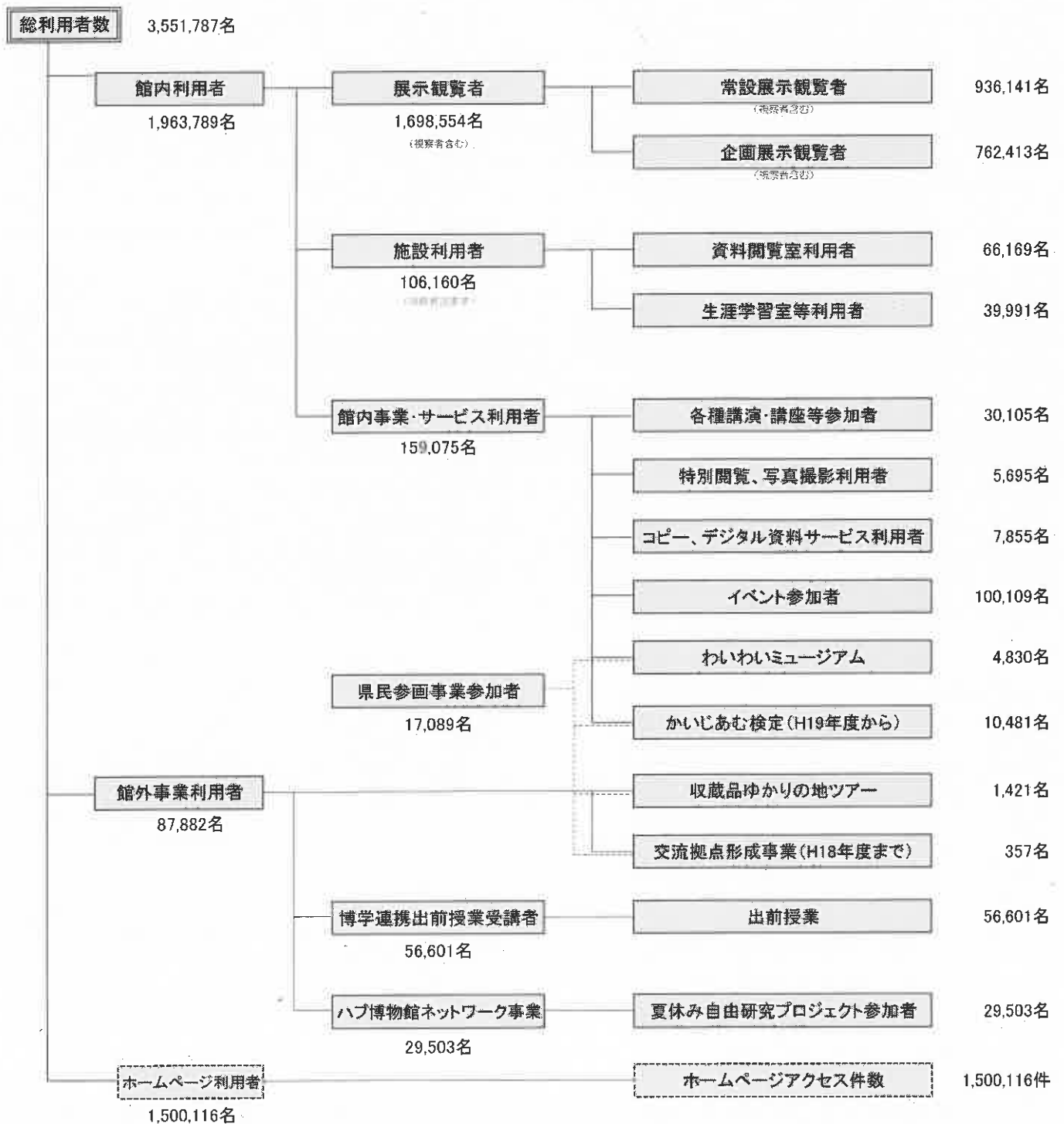
## 県立博物館における「利用者」の状況

平成17年10月15日～令和4年3月末日まで

令和4年3月末日現在

○博物館の利用者とは、博物館の施設、提供するサービスを利用した者および博物館の事業・活動に参加したすべての対象者をさす。  
 なお、一部の利用については、総計に重複して表れる性質がある。

○ここに示す利用者数は、開館(平成17年10月15日)以来、令和4年3月末日までの状況をまとめている。



■開館から令和3年度までの年度別統計

令和4年3末日現在

年度	館内利用者 (a+b+c)										館外利用者				ホーム ページ 利用者							
	展示利用者 (a)		企画展示		施設利用者 (b)		館内事業・サービス利用者 (c)						入館者センサ データ									
	常設展示 (券券数)	(観覧)	常設展示 (券券数)	(観覧)	資料観覧 利用者	生涯学習室 等利用者	講座・講演会 利用者	特別観覧 利用者	モバイルデジタル コンテンツ等 利用者	イベント 参加者	わいわい ミュージアム 検定(館外)	かじあひ 検定(館外)	入館者センサ データ	出前授業等 実施回								
3年度	228,571	78,765	34,963	1,709	34,303	2,420	2,125	1,423	702	3,265	644	240	377	1,370	470	164	37,407	2,988	0	0	146,798	
2年度	148,754	36,083	20,669	1,845	10,933	895	359	67	292	1,882	185	403	102	627	278	287	8,342	1,953	0	0	110,718	
31・1年度	245,078	124,689	110,406	2,805	52,583	3,568	5,046	3,200	1,846	9,237	1,602	748	729	5,072	271	815	72,756	9,486	0	0	110,903	
30年度	221,157	111,365	94,208	45,437	2,537	43,629	2,805	5,955	3,483	11,202	1,241	818	725	7,253	400	765	45,236	8,122	0	0	101,670	
29年度	236,110	131,264	111,640	55,118	2,396	50,704	3,422	4,745	3,191	14,879	1,190	310	728	11,604	240	807	86,532	6,646	0	0	98,200	
28年度	202,685	97,888	79,620	41,133	1,859	33,918	2,610	4,836	2,924	13,442	2,105	335	545	9,431	267	759	66,969	10,071	0	0	94,696	
27年度	252,303	155,517	140,658	57,879	1,705	77,538	3,536	6,032	4,140	8,827	1,309	306	343	5,673	396	800	111,441	5,303	0	0	91,483	
26年度	200,624	109,888	95,994	47,119	1,130	45,502	2,243	5,961	3,609	7,933	1,139	278	359	5,312	364	481	78,297	5,548	0	0	85,188	
25年度	213,116	121,898	106,041	57,860	1,864	43,886	2,431	6,605	4,067	9,252	1,635	422	453	5,443	468	831	88,910	7,220	0	0	83,998	
24年度	200,181	107,246	91,464	49,341	2,359	37,354	2,410	6,351	2,883	9,431	3,003	306	427	4,633	183	879	71,736	7,110	0	0	85,825	
23年度	200,843	112,026	96,890	49,858	3,030	40,232	3,770	5,758	3,354	9,378	2,473	276	402	4,943	166	1,118	75,053	4,658	183	0	84,159	
22年度	231,370	145,519	124,081	56,505	3,281	55,858	8,437	6,137	4,060	15,301	2,937	84	444	11,121	188	527	101,227	3,728	141	0	82,123	
21年度	233,815	145,172	125,928	59,508	1,876	59,780	4,764	6,394	4,399	12,850	3,553	330	488	7,029	231	1,219	99,290	5,194	274	0	83,449	
20年度	169,893	97,551	77,681	49,634	1,896	23,785	2,366	8,199	4,754	11,671	1,649	265	549	8,613	143	452	74,423	2,781	180	0	69,561	
19年度	203,261	126,055	109,082	66,291	1,602	39,305	1,884	10,422	7,306	6,551	1,515	219	496	3,861	240	220	95,348	4,833	166	0	72,373	
18年度	221,232	149,254	127,856	92,277	2,159	31,905	1,515	12,369	7,957	9,029	2,604	263	479	5,213	345	125	124,698	1,576	195	125	70,402	
17年度	142,814	113,579	99,768	66,274	1,172	32,304	18	8,866	5,252	4,945	1,321	92	209	2,911	180	232	85,348	665	232	0	28,570	
計	3,551,787	1,963,789	1,688,554	901,316	34,825	713,519	48,394	106,160	66,169	159,075	30,105	5,695	7,856	100,109	4,830	10,481	1,347,013	87,882	1,421	357	29,503	1,500,116



令和3年度の月別統計

令和4年3末日現在

	館内利用者 (a+b+c)											館外利用者				ホーム ページ 利用者									
	展示利用者 (a)			施設利用者 (b)			館内事業・サービス利用者 (c)					入館者センサー データ	出前授業												
	常設展示 (枚数)	企画展示 (枚数)	企業展示 (枚数)	資料閲覧室 利用者	特別開室・ 講座・講演会 利用者	特別開室・ 写真撮影等 利用者	デジタル コンテンツ利用	イベント 参加者	わいわい ミュージアム	かいじあむ 検定	外部主催講座 貸出キット		地域品ゆかり のギフト	交流拠点 形成事業	ハブ博物館 ネットワーキング										
	(枚数)	(枚数)	(枚数)	利用者	利用者	利用者	参加者	参加者	参加者	参加者	参加者		参加者	参加者	参加者										
4月	26,766	13,271	12,705	5,210	277	6,647	571	252	226	26	314	137	23	63	91	0	0	451	87	87	0	0	0	13,408	
5月	23,188	10,817	10,235	4,749	288	4,663	535	307	152	155	275	140	19	37	79	0	0	1,256	160	160	0	0	0	12,211	
6月	14,066	2,176	1,954	1,776	178	0	0	84	0	84	138	44	25	29	40	0	0	999	645	645	0	0	0	11,245	
7月	43,210	19,089	18,483	6,866	163	11,110	324	427	293	134	179	47	24	30	78	0	0	14,768	380	380	0	0	0	23,741	
8月	27,720	5,438	5,280	1,898	125	3,151	106	125	115	10	33	0	8	16	9	0	0	4,050	0	0	0	0	0	22,282	
9月	11,728	909	792	737	55	0	0	18	0	18	99	23	21	23	32	0	0	1,346	0	0	0	0	0	10,819	
10月	21,816	9,512	8,573	4,200	144	3,927	302	216	172	44	723	80	18	49	106	470	0	7,065	1,010	1,010	0	0	0	11,294	
11月	19,850	9,606	8,856	4,181	232	3,907	536	304	195	109	446	112	30	42	98	0	164	7,472	511	511	0	0	0	9,733	
12月	7,259	1,502	1,305	1,272	33	0	0	121	55	66	76	0	22	18	36	0	0	3	3	3	0	0	0	5,754	
1月	12,103	2,275	1,488	1,412	76	0	0	85	67	18	702	0	15	21	666	0	0	172	172	172	0	0	0	9,656	
2月	8,886	1,464	1,293	1,199	94	0	0	97	68	29	74	19	15	25	15	0	0	0	20	20	0	0	0	7,402	
3月	11,979	2,726	2,431	1,443	44	898	46	89	80	9	206	42	20	24	120	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9,253
計	228,571	78,715	73,395	34,963	1,709	34,303	2,420	2,125	1,423	702	3,285	644	240	377	1,370	470	164	37,407	2,988	2,988	0	0	0	0	146,791

令和3年度 春期企画展  
「伝える 災害の記憶 あいおいニッセイ同和損保所蔵災害資料」  
終了報告

## 1 概要

### 【内容】

大正後期から戦前期にかけて、同和火災（現あいおいニッセイ同和損保）の廣瀬鉞太郎（ひろせ えつたろう）氏が収集した1,400点余りの災害資料は、18世紀から20世紀初頭に日本全国で発生した各種災害をほぼ網羅している。これらの記録には、災害を擬人化して飄々と受け流す態度も見られる。人々の揺れ動く感情、それを乗り越えて後世に被害を伝えようとする姿勢は、災害・疫病の続く社会を生きる私たちと、驚くほど重なって見える。過去の人々は一体どのように災害を記憶し、伝えようとしてくれたのだろうか。本展ではその様子を146点の資料から紹介した。あわせて関連展示「山梨の災害」を行い、甲斐国の地震・火災・洪水・疫病について、20点の特徴的な資料から紹介した。

【期間】 令和4年3月11日（金）～5月9日（月）

会期日数60日（開館日数52日）

【主催】 山梨県立博物館、UTYテレビ山梨

【企画制作】 NHKサービスセンター

【特別協力】 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

【観覧料】 一般500（400）円、大学生250（200）円

※（ ）内は20名以上の団体料金、県内宿泊者割引

※ 常設+企画共通 一般820円、大学生370円

### 【主な展示資料】

「新板京絵図」（天明8年）、「大坂・堺・伏見火災絵図」（慶応4年）、「焼死大法会図」（安政2年か）、「地しんの弁」（安政2年）、「江戸鯰と信州鯰」（弘化4年）、「甲州身延山大地震」（嘉永6年）、「濃尾大地震後図」（明治24年）、「罹災者の各種風俗」（明治43年か）、「痘瘡治療法」（19世紀）、「暴瀉病流行日記」（安政5年）など166件。本編の146点は全てあいおいニッセイ同和損保所蔵、「山梨の災害」展示の20点は全て当館所蔵。

### 【関連イベント】

#### ○齊田季実治さん記念講演会

日時：4月24日（日） 13：30～15：00

場所：山梨県総合教育センター

参加者：88名 ※関係者を除く

#### ○地震体験

協力：山梨県立防災安全センター

日時：3月20日（日）、4月16日（土）、17日（日）、5月4日（水・祝）、5日（木・祝）

10：00～16：00（12：00～13：00は休憩）

場所：職員駐車場

○学芸員による展覧会の見どころ解説

日時：3月12日（土）、4月9日（土）、5月7日（土）

14:00～15:00

場所：生涯学習室

【発行物】 図録 B5変形版・184頁 300部

「山梨の災害コーナー」リーフレット A3二つ折り 4000部

## 2 入場者数

【入館者数】 3,207名（1日平均入館者数：61.7名）

## 3 広報

【印刷物】 ・ポスター B2 1,200枚 B3 100枚

・ちらし A4 40,000枚

【マスコミでの紹介】 ・テレビCMなど

## 4 総括

- ・東日本大震災から11年、関東大震災から99年が経過するなかで、災害の記憶は年々薄れている。一方、近年は毎年のように地震や洪水など、大規模な災害が発生していることから、災害に対する備えを再度確認してほしいというメッセージ性の強い展示を行った（昨年3月の京都文化博物館から始まる巡回展）。
- ・開催にあたっては、資料所蔵者であるあいおいニッセイ同和損保のネットワークを使った広報協力を得ることができた。しかしその一方で、あいおいニッセイ同和損保以外のコネクションやチャンネルを用いた広報が展開できず、限界もあった。
- ・入場者数はまったくふるわず、企画展としては過去最低を記録した。新型コロナウイルス感染症が収束に向かいつつあるかのような局面での開催であったことや、好天が続いたことなどから、屋外への行楽需要が高まったあおりをうけたものと思われる。また、コロナ禍を経て、行楽に向かう人々が、屋内より屋外を優先するようになっているのではないだろうか。本展でもこれまでと同様の広報（ポスター・チラシ送付など）を行ったが、こうした結果になった。今後は人の流れを踏まえ、時宜に応じた広報戦略が必要になるだろう。
- ・災害というネガティブなイメージのテーマであったことも、入場者数の伸び悩みの一因であろう。ポスター・チラシではそうした暗いイメージをなるべく感じないようにしたもの、「楽しさ」「期待感」をうまく演出できなかった。
- ・内容的には、資料群の性格から、京都・大坂、江戸などの大都市や、濃尾・三陸など大規模災害の被災地に関して、各地の災害を資料ごとに羅列するものであった。核となるストーリーや目玉資料を欠いたことも「敗因」の一つであろう。
- ・関連展示「山梨の災害」では、これまでほとんど確認できていなかった県内における富士山宝永噴火の資料を紹介することができた。また類似の資料の存在についても情報が寄せられた。今後は山梨単独、自主企画での災害展開催を目指して、資料やその情報を集めていきたい。

## 資料・情報委員会の答申状況について

## 1. 令和3年度 資料・情報委員会委員一覧（五十音順、敬称略）

役職	氏名	専門分野	肩書
	新井 勝紘	日本近代史	元専修大学教授
	黒田 基樹	日本中世史	駿河台大学副学長
	小島 孝夫	民俗学	成城大学教授
	鈴木 卓治	情報工学	国立歴史民俗博物館教授
副委員長	鈴木 麻里子	日本美術史（彫刻）	山梨県文化財保護審議会委員
	内藤 正人	日本美術史（絵画）	慶應義塾大学教授
委員長	新津 健	考古学	元山梨県埋蔵文化財センター所長
	西村 慎太郎	日本近世史	国文学研究資料館教授

※任期は2年間（H2. 4. 1～R4. 3. 31）

## 2. 令和3年度 第2回（通算第34回）の答申状況

【開催期間】令和4年3月11日（金）から3月23日（木）まで

【開催方法】新型コロナウイルス感染症対策として書面により開催。

【審議内容】15件（185点）の収集資料候補（購入・寄贈・寄託）についての審議を行い、すべて収集が適正と判断されるとの答申を受けた。

## 【審議資料】

## (1) 購入 6件

1	源平盛衰記 （中澤年章筆）	大判 3枚続	中澤年章は山梨県出身の浮世絵師で月岡芳年に師事した。本作は生田の森の戦いで、源氏方の梶原源太景季が箆に梅の花を挿して戦っていたという伝承が題材となっている。
2	日蓮宗繁栄之図 （中澤年章筆）	大判 3枚続	1 同様中澤年章の作。日宗生命保険株式会社の開業を記念して、明治29年に刊行されたもの。
3	甲斐絹絵柄見本	1冊	絵甲斐絹の染め柄の見本を印刷した冊子。甲斐絹生産における受発注のあり方や、意匠の展開をうかがうことができる資料。
4	山梨県競馬会 戦前資料	20点	山梨県内で行われた地方競馬に関する資料。市川競馬会投票券、新設富士納涼競馬会チラシ、鰍沢競馬番組表、競馬会出馬登録申込書、馬匹組込表、競馬会葉書によって構成される。

5	牛馬開市 案内チラシ	4点	秋田村、新富村、小淵沢の牛馬市の案内チラシ。農業における動力として家畜が重用されていたことを物語る資料のひとつである。
6	山梨県養蚕紙張幕 商標	1点	養蚕業において温暖育を行う際に使用する紙張幕の商標。繭や桑葉だけでなく、猫や富士山が描かれており、養蚕における信仰を反映したデザインとなっている。

(2) 寄贈 6件

1	鰐口	1口	中央に八弁の撞座があり、周縁及びその内面を二区に区切った鰐口。それぞれの区内に銘文刻出されており、それにより山梨群三日市場村（現甲州市）十王堂に伝来したものと推察される。
2	栗合村石原家文書	122点	八代郡栗合村（笛吹市御坂町栗合）で名主を務めた石原家に伝わる古文書群。近世の年貢割付状や近代の地券など、土地・租税関係の資料が中心に残される。
3	等々力村金丸家 資料	5点	山梨郡等々力村（甲州市勝沼町等々力）の金丸家に伝わる資料。同家の家相図・屋敷図・地籍図などがある。
4	浅川家資料	10点	浅川家に伝来した資料。献金・献納品の領収書や「妙法結社」の関連資料、将棋免許状と系図などからなる。
5	小池英二氏収集 資料	11点	小池氏やその祖父が入手したものというが、伝来は不明。内容から、竜王村の輿石沖右衛門家資料の一部ではないかと考えられる。三代広重の「東海名所改正五十三駅」が揃いで残されている。
6	観光ぶどう園の掛 け紙と幟旗	一式	戦後から昭和時代半ばにかけて、甲府の愛宕町において経営された観光ぶどう園で使用された掛け紙と幟旗である。掛け紙には、甲州ぶどうの食べ方が書かれている。

(3) 寄託 3件

1	釈迦如来坐像	1軀	本堂に安置される、一尊四菩薩像の中尊。衣の質感や、繊細な指の表現などに写実的な特色が見られ、鎌倉時代に遡る制作と考えられている。
2	磬 (山梨県指定文化財)	1面	表裏両面とも、中央に八葉複弁の撞座を表し、左右に孔雀文様を配する。比較的厚く作られ、精緻で剛健な技法などから南北朝時代の作と考えられている。伝来

			は不詳ながら、山梨県内に伝わる磬の古例として県の文化財指定を受けている。
3	天津司舞の装束および祭礼用幟・幕	2箱	昭和30年代まで使用されていた天津司舞の人形用の装束と幟旗など。装束は、姫の小袖は貞享元年、それ以外の袴は天明元年奉納のものかと推測される。千早は昭和時代の後補である。天津司舞の歴史を物語る数少ない貴重な資料である。